

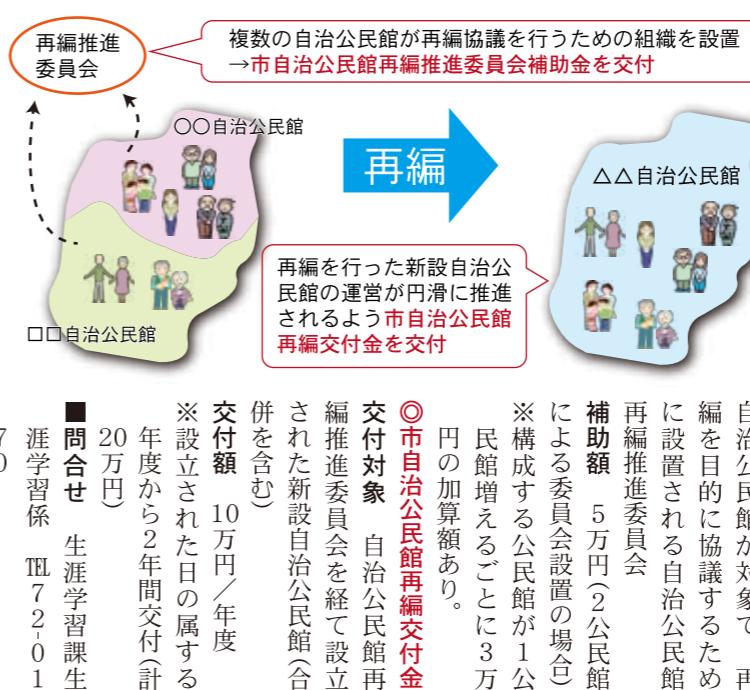
自治公民館再編を支援します

人口の減少や少子高齢化の進展などにより、住民の自治意識や地域の連帯感の希薄化、組織の弱体化が進み、自治機能の低下に拍車がかかっていることで、公民館活動等に支障を来している自治公民館が見受けられます。そのような

中、各種活動等における地域課題に対し、住民自らが責任をもつて解決していくこうという地域力を高める組織づくりをもつて解決していくこうといふことを目的に再編を行う自治公民館を支援します。

- 市自治公民館再編推進委員会補助金

●自治公民館再編に対する支援制度のイメージ



交付対象	市内にある全自治公民館が対象で、再編を目的に協議するために設置される自治公民館再編推進委員会
補助額	5万円（2公民館による委員会設置の場合）※構成する公民館が1公民館増えるごとに3万円の加算額あり。
○市自治公民館再編交付金	交付対象：自治公民館再編推進委員会を経て設立された新設自治公民館（合併を含む）
交付額	10万円／年度※設立された日の属する年から2年間交付（計20万円）

■対象事業	・ソフト事業＝事業費30万円以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、地域通貨・共通商品券等発行、イベントなどの事業
■対象事業	①新店舗及び駐車場に係る賃借料（出店した月から起算して2年間分）
■対象事業	②出店するために必要な店舗の新築費、改修費、改装費、新店舗及び駐車場に利用するための敷地整備費（建物の解体撤去費を除く）
■対象事業	①新店舗及び駐車場に係る賃借料（出店した月から起算して2年間分）
■対象事業	②出店するために必要な店舗の新築費、改修費、改装費、新店舗及び駐車場に利用するための敷地整備費（建物の解体撤去費を除く）
■補助金額	・ソフト事業＝補助対象経費の3分の1以内の額（限度額50万円）
■補助金額	・ハード事業＝補助対象経費の5分の1以内の額（限度額1000万円）
■補助限度額	・対象事業①＝月額3万円（最大24ヶ月）
■補助金額	・対象事業②＝50万円

「防災・一般情報提供メール」が始まりました

防災行政無線のデジタル化に伴い、新たな情報伝達手段として携帯電話やメール等で防災行政無線で放送された防災・一般情報の内容をメールで配信する「防災・一般情報提供メール」が受け取れるようになりました。

右のQRコードから登録ができます。登録方法については、市ホームページをご覧ください。

■問合せ 総務課危機管理対策係 TEL72-1111(内線214)



がんばる商店街支援事業

商店等新規出店支援事業

新商品開発やイベントなどのハード事業を行なう商店街団体等に補助します。
・ソフト事業＝事業費30万円以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、地域通貨・共通商品券等発行、イベントなどの事業
・ハード事業＝事業費300万円以上で街路施設整備、駐車場等施設整備、交流施設等整備、イベント広場等整備などの事業
・ハード事業＝事業費300万円以上で街路施設整備、駐車場等施設整備、交流施設等整備、イベント広場等整備などの事業
・ソフト事業＝事業費30万円以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、地域通貨・共通商品券等発行、イベントなどの事業

新商品開発やイベントなどのハード事業を行なう商店街団体等に補助します。
・ソフト事業＝事業費30万円以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、地域通貨・共通商品券等発行、イベントなどの事業
・ハード事業＝事業費300万円以上で街路施設整備、駐車場等施設整備、交流施設等整備、イベント広場等整備などの事業
・ソフト事業＝事業費30万円以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、地域通貨・共通商品券等発行、イベントなどの事業
・ハード事業＝事業費300万円以上で街路施設整備、駐車場等施設整備、交流施設等整備、イベント広場等整備などの事業

■対象事業	・ソフト事業＝事業費30万円以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、地域通貨・共通商品券等発行、イベントなどの事業
■対象事業	①新店舗及び駐車場に係る賃借料（出店した月から起算して2年間分）
■対象事業	②出店するために必要な店舗の新築費、改修費、改装費、新店舗及び駐車場に利用するための敷地整備費（建物の解体撤去費を除く）
■対象事業	①新店舗及び駐車場に係る賃借料（出店した月から起算して2年間分）
■対象事業	②出店するために必要な店舗の新築費、改修費、改装費、新店舗及び駐車場に利用するための敷地整備費（建物の解体撤去費を除く）
■補助金額	・ソフト事業＝補助対象経費の3分の1以内の額（限度額50万円）
■補助金額	・ハード事業＝補助対象経費の5分の1以内の額（限度額1000万円）
■補助限度額	・対象事業①＝月額3万円（最大24ヶ月）
■補助金額	・対象事業②＝50万円

■対象事業	・ソフト事業＝事業費30万円以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、地域通貨・共通商品券等発行、イベントなどの事業
■対象事業	①新店舗及び駐車場に係る賃借料（出店した月から起算して2年間分）
■対象事業	②出店するために必要な店舗の新築費、改修費、改装費、新店舗及び駐車場に利用するための敷地整備費（建物の解体撤去費を除く）
■対象事業	①新店舗及び駐車場に係る賃借料（出店した月から起算して2年間分）
■対象事業	②出店するために必要な店舗の新築費、改修費、改装費、新店舗及び駐車場に利用するための敷地整備費（建物の解体撤去費を除く）
■補助金額	・ソフト事業＝補助対象経費の3分の1以内の額（限度額50万円）
■補助金額	・ハード事業＝補助対象経費の5分の1以内の額（限度額1000万円）
■補助限度額	・対象事業①＝月額3万円（最大24ヶ月）
■補助金額	・対象事業②＝50万円

■対象事業	・ソフト事業＝事業費30万円以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、地域通貨・共通商品券等発行、イベントなどの事業
■対象事業	①新店舗及び駐車場に係る賃借料（出店した月から起算して2年間分）
■対象事業	②出店するために必要な店舗の新築費、改修費、改装費、新店舗及び駐車場に利用するための敷地整備費（建物の解体撤去費を除く）
■対象事業	①新店舗及び駐車場に係る賃借料（出店した月から起算して2年間分）
■対象事業	②出店するために必要な店舗の新築費、改修費、改装費、新店舗及び駐車場に利用するための敷地整備費（建物の解体撤去費を除く）
■補助金額	・ソフト事業＝補助対象経費の3分の1以内の額（限度額50万円）
■補助金額	・ハード事業＝補助対象経費の5分の1以内の額（限度額1000万円）
■補助限度額	・対象事業①＝月額3万円（最大24ヶ月）
■補助金額	・対象事業②＝50万円

■対象事業	・ソフト事業＝事業費30万円以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、地域通貨・共通商品券等発行、イベントなどの事業
■対象事業	①新店舗及び駐車場に係る賃借料（出店した月から起算して2年間分）
■対象事業	②出店するために必要な店舗の新築費、改修費、改装費、新店舗及び駐車場に利用するための敷地整備費（建物の解体撤去費を除く）
■対象事業	①新店舗及び駐車場に係る賃借料（出店した月から起算して2年間分）
■対象事業	②出店るために必要な店舗の新築費、改修費、改装費、新店舗及び駐車場に利用するための敷地整備費（建物の解体撤去費を除く）
■補助金額	・ソフト事業＝補助対象経費の3分の1以内の額（限度額50万円）
■補助金額	・ハード事業＝補助対象経費の5分の1以内の額（限度額1000万円）
■補助限度額	・対象事業①＝月額3万円（最大24ヶ月）
■補助金額	・対象事業②＝50万円

■対象事業	・ソフト事業＝事業費30万円以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、地域通貨・共通商品券等発行、イベントなどの事業
■対象事業	①新店舗及び駐車場に係る賃借料（出店した月から起算して2年間分）
■対象事業	②出店するために必要な店舗の新築費、改修費、改装費、新店舗及び駐車場に利用するための敷地整備費（建物の解体撤去費を除く）
■対象事業	①新店舗及び駐車場に係る賃借料（出店した月から起算して2年間分）
■対象事業	②出店のために必要な店舗の新築費、改修費、改装費、新店舗及び駐車場に利用するための敷地整備費（建物の解体撤去費を除く）
■補助金額	・ソフト事業＝補助対象経費の3分の1以内の額（限度額50万円）
■補助金額	・ハード事業＝補助対象経費の5分の1以内の額（限度額1000万円）
■補助限度額	・対象事業①＝月額3万円（最大24ヶ月）
■補助金額	・対象事業②＝50万円

■対象事業	・ソフト事業＝事業費30万円以上で新商品開発、地域資源活用、伝統・文化復活、後継者育成、IT・情報化推進、地域通貨・共通商品券等発行、イベントなどの事業
■対象事業	①新店舗及び駐車場に係る賃借料（出店した月から起算して2年間分）
■対象事業	②出店のために必要な店舗の新築費、改修